

大阪府行政オンラインシステムによる手数料の電子収納の試行について

大阪府行政オンラインシステムで申請された（特別管理）産業廃棄物処理業（積替え・保管を含まない収集運搬業）の更新申請※について、電子収納（来庁せずにクレジットカードによる納付）の試行を行います。（期間・件数に限定あり）

※新規申請及び変更許可申請については、電子収納をご利用できませんので、ご注意ください。

1. 対象となる申請

以下の条件を**全て満たした**大阪府行政オンラインシステムによる申請が対象です。

- ① （特別管理）産業廃棄物処理業（積替え・保管を含まない収集運搬業）の更新申請であること
※変更許可申請と更新申請の同時申請の場合は従来のおり来庁して大阪府手数料納付窓口をご利用ください。
- ② 事前申請提出時において、許可証の有効年月日まで1か月以上の期間があること
- ③ 産業廃棄物処理業（積替え・保管を含まない収集運搬業）の許可申請手続きの「(7) 許可申請の申請書類等様式」から Word 又は Excel 形式の様式をダウンロードして作成した書類であること
※改変された様式や他行政庁の様式等、大阪府指定の様式以外は使用できません。

注意：住民票等の原本及び産業廃棄物収集運搬業許可証の送付用のレターパックは、大阪府が指定した期限内に郵送すること

2. 期間・件数

期間：令和7年6月2日（月）から令和7年10月31日（金）まで（期間を延長しました！）

定員：毎月20件程度（各月予定件数に達した場合は大阪府のホームページでお知らせします。）

3. 申請手数料額

産業廃棄物処理業：73,000 円

特別管理産業廃棄物処理業：74,000 円

4. 納付にあたっての注意事項

大阪府から「手数料確定」のメールが届き次第、速やかに納付してください。なお、納付が許可証に記載の有効年月日の17時30分までにされない場合、許可は失効しますのでご注意ください。

- ・17時30分を過ぎて納付した場合は、翌開庁日付けの受付となります。
- ・土・日・祝日に納付した場合は、翌開庁日付けの受付となります。

5. 問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21 階

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 処理業指導グループ

Tel 06-6210-9564 / Fax 06-6210-9569

★手続きは [こちら](#) から！